教育委員会の概要

1　教育委員会

教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地方教育行政を処理するために、市長から独立した行政委員会として設置された執行機関です。

また、平成２７年４月１日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置や、教育委員による教育長へのチェック機能の強化などの改革が行われました。そのほか、新たに市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議･調整を行い、市の教育政策の方向性を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、総合教育会議が設置されています。

教育委員会は、教育長と４名の委員により組織されており、いずれも市長が市議会の同意を得て任命しています。教育長の任期は３年、委員の任期は４年です。

教育長は、教育委員会の会務を総理し（「教育委員会の会議を主宰する」、「教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる」、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」）、教育委員会を代表します。

また、教育委員は、教育長に対するチェック機能を果たすため、会議の招集や教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告を求めることができます。

教育委員会会議は原則として毎月１回開き、必要に応じて臨時会を開催しています。

2　教育長・教育委員

教 育 長
日暮美智子

教育長職務代理者
髙山　　勇

委　　員
佐藤　　勲

委　　員
片岡　佳苗

委　　員
岡本　秀彦

役　職　名	氏　　名	教育長・委員就任日	教育長・委員の任期
教　育　長	日　暮　美智子	R６．10．1	R６．10．1～R９．9．30
教　育　長 職務代理者	髙　山　　勇	R６．10．1	R６．10．1～R10．9．30
委　　員	佐　藤　　勲	H26．10．1	R４．10．1～R８．9．30
委　　員	片　岡　佳　苗	H29．10．1	R３．10．1～R７．9．30
委　　員	岡　本　秀　彦	R１．10．1	R５．10．1～R９．9．30

（令和６年１０月１日現在）

3　事務局の組織・事務分掌

教育長 ― 教育部

- 教育総務課
  - 総務係：教育委員会会議、規則等の制定・改廃、学校の予算配分・執行、学校の教材・備品等の整備、教育委員会職員の人事・服務・研修・福利厚生、教育行政の総合的計画の策定、教育行政の総合的調査・研究・調整
- 学校施設課
  - 管理係：学校施設の修繕、維持管理、学校用地
  - 整備係：学校施設の整備計画、工事、国庫等の負担金・交付金
- 学務課
  - 管理主事：教職員の人事・服務・福利厚生、通学区域
  - 学事係：転出入学手続、教科書・副読本、就学援助
- 教育指導課
  - 指導主事：教職員の研修、学校体育、情報教育、学校保健衛生、安全教育、国際理解教育、特色ある学校づくり
  - 総務情報係：各種補助金・負担金、学習用バス、学校ICT機器の整備・活用
  - （教育センター）：学校関係職員の研修、校内授業の支援、就学相談、教育相談、社会人活用、特別支援教育
  - （教育支援センター）：不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立の支援
- 生涯学習課
  - 社会教育係：社会教育委員会議、生涯学習推進協議会、生涯学習情報、生涯学習講演会、社会教育施設の整備、明治大学・成田社会人大学、生涯大学院、家庭教育、社会教育団体の指導・育成
  - 青少年教育係：青少年問題協議会、青少年関係団体の指導・育成、青少年相談員、成田わくわくひろば、成人式、青少年劇場、放課後子ども教室、リーダー養成、学校支援地域本部事業、コミュニティ・スクール
  - 文化財係：文化財の保護・管理・指定・活用
  - （三里塚御料牧場記念館）：三里塚御料牧場資料の管理・展示
  - （下総歴史民俗資料館）：市内の歴史・民俗資料の管理・展示
  - （滑河文化財保存展示施設）：出土遺物の保管・旧下総町関連資料の展示
- 学校給食センター
  - 管理係：食数管理、給食費徴収・収納、献立表の作成、賄い材料の調達・検収、衛生管理
  - 施設係：施設の整備・維持管理、調理・配送
- 公民館
  - 管理係：施設・備品の維持管理、公民館運営審議会、広報
  - 事業係：運営計画、使用許可、資料の収集・活用、学級講座、展示会・講演会等の開催、社会教育活動の推進、広報
- 図書館
  - 管理係：運営・事業計画、施設・備品の維持管理、図書館協議会、教育機関その他関係諸機関との協力・連絡調整
  - 資料調査係：蔵書構成、図書館資料の選択・収集、資料の整理・保存・除籍、地域資料・参考資料のレファレンス、市史資料の編さん・発行・頒布
  - サービス係：資料の利用・貸出、読書案内・レファレンス、相互貸借、子どもの読書活動の推進、分館・図書室、講座等の開催、広報・統計、図書館システム
- 大栄幼稚園
  - 園の運営計画、幼児教育の実践
- 小学校
  - （学校用務員）：学校の環境の整備、その他の用務

（令和６年４月１日現在）

４　教　育　費

（１）令和６年度の一般会計予算と教育費

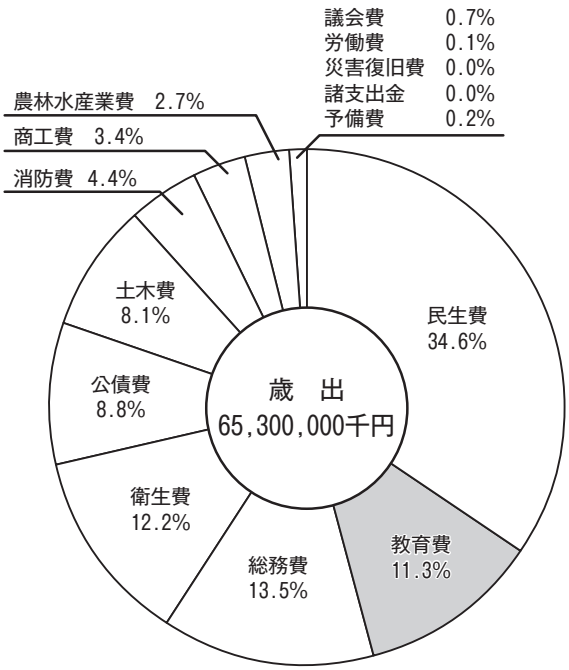

	予算額(千円)	比率(%)
議会費	441,500	0.7
総務費	8,801,574	13.5
民生費	22,591,657	34.6
衛生費	7,993,448	12.2
労働費	49,137	0.1
農林水産業費	1,775,386	2.7
商工費	2,244,615	3.4
土木費	5,290,189	8.1
消防費	2,853,032	4.4
教育費	7,381,498	11.3
災害復旧費	2,000	0.0
公債費	5,775,963	8.8
諸支出金	1	0.0
予備費	100,000	0.2
合計	65,300,000	100.0

（２）平成２５年度以降の一般会計決算総額に占める教育費の割合

（単位：千円、％）割合＝B/A

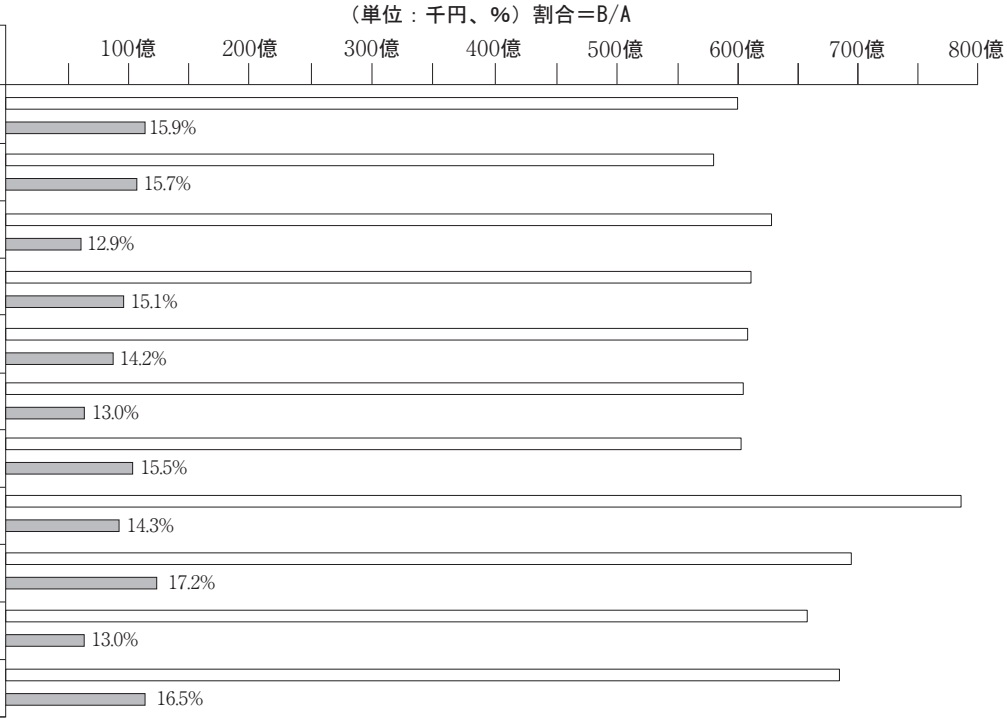

年度	決算総額（A） 教育費（B）
25	60,123,109 9,575,943
26	58,077,111 9,122,870
27	63,251,007 8,166,914
28	61,814,787 9,348,388
29	61,582,464 8,756,424
30	60,445,009 7,866,531
令和元	60,383,351 9,381,423
2	79,506,042 11,369,887
3	69,608,320 11,948,987
4	65,009,037 8,457,935
5	68,189,497 11,274,285

（3）令和６年度教育費の各種内訳

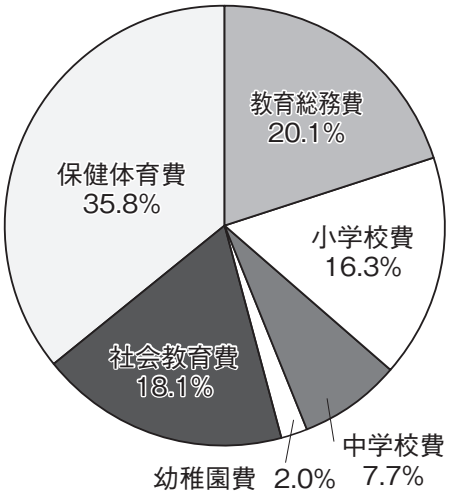

項別内訳

	予算額(千円)	比率(%)
教育総務費	1,487,461	20.1
小学校費	1,200,793	16.3
中学校費	565,011	7.7
幼稚園費	151,050	2.0
社会教育費	1,334,966	18.1
保健体育費	2,642,217	35.8
合計	7,381,498	100.0

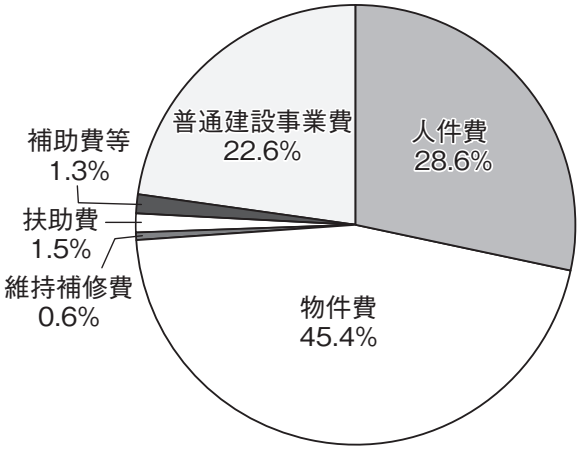

性質別内訳

	予算額(千円)	比率(%)
人件費	2,112,263	28.6
物件費	3,349,512	45.4
維持補修費	47,526	0.6
扶助費	107,201	1.5
補助費等	96,071	1.3
普通建設事業費	1,668,825	22.6
積立金	100	0.0
合計	7,381,498	100.0

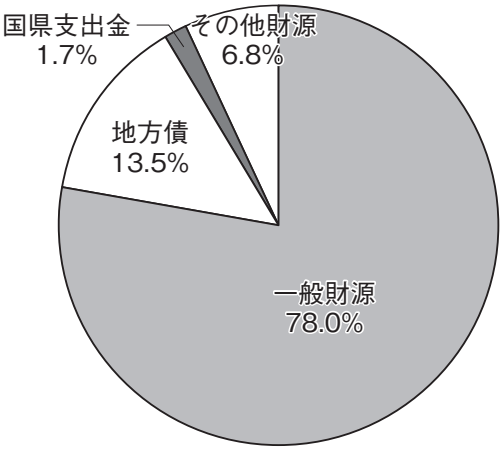

財源内訳

	予算額(千円)	比率(%)
一般財源	5,755,731	78.0
地方債	992,900	13.5
国県支出金	128,703	1.7
その他財源	504,164	6.8
合計	7,381,498	100.0

５　令和６年度教育委員会の主要事業

学校教育振興基本計画に基づく学校教育の推進

今日、少子高齢化の進行や高度情報化、グローバル化の進展などの社会情勢の大きな変化に伴い、教育を取り巻く状況においても、学力向上、道徳教育の充実、いじめや不登校の防止、教員の資質の向上や幼児教育の充実、家庭教育への支援、情報化への対応など、多くの課題があります。

本市ではこれまで、「成田市学校教育長期ビジョン」（平成１３年度～平成２７年度）のもとに、子どもたちの確かな学力や豊かな心など「生きる力」の育成を目指して、国際理解教育、英語教育、特別支援教育、情報教育、職業観を育むためのキャリア教育などに取り組むなど、特色ある教育を推進してきました。

これらの成果を受け継ぐとともに、現代の急激な社会情勢の変化に柔軟に対応し、夢の実現に向けてたくましく生きる子どもたちの育成を目指して、学校・家庭・地域社会が連携して、それぞれの学校や地域で創意工夫し、特色ある教育を推進していくための指針として、平成２８年３月に、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいＮＡＲＩＴＡ教育プラン」を策定しました。

これは、教育基本法第１７条第２項に基づく「成田市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定したもので、本市の学校教育の現状と課題を踏まえ、策定後１０年間（平成２８年度～令和７年度）に、本市が目指す学校教育のあり方について基本的な方向性を示したものです。

この計画では、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育みながら個々の能力を伸ばし、将来に夢と希望を持って自分の進むべき道を切り拓く力を育むため、「子どもの多様な個性　能力を伸ばし　未来をひらく力を育む」を基本理念に定め、社会が大きく変化する中で、子どもたちが将来、自立した個人として未来を切り拓き、豊かな人生を送ることができるよう、個々の多様な特性や能力を生かした教育を推進します。

この基本理念の実現を目指し、次の６つの基本目標をもとに、各施策の推進を図ります。

第一に、社会を生き抜く力を育む。

第二に、伝統・文化の理解と国際性を育む。

第三に、豊かな心・道徳性・規範意識を育む。

第四に、よりよい学校教育環境づくりを進める。

第五に、様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する。

第六に、社会の変化に対応した教育を推進する。

（１）小中連携・一貫教育の推進

小中連携教育とは、義務教育９年間において目指す児童生徒像を小中学校教職員が共有し、一人ひとりの子どもの成長に一層目を向けた一貫性のある指導を展開し、「生きる力」を育む教育の質的な向上を目指すことを目的とした教育です。本市においては、平成９年度から生徒指導の充実を目的として、中学校区で定期的に情報交換を図ることから始まり、平成１９年度からは小中学校で

共通の学習のきまりや生活のきまりを設定し、共通した指導で児童生徒を育てたり、行事等で児童生徒間の交流を図ったりするなど、中学校区の特色を生かした効果的な連携教育を推進してきました。

学校適正配置の取組による学校の新設、統廃合が進む中で、平成２５年度はニュータウン地区の一部が学区を再編し、中学校区が変わりました。改めて将来を見据えた小中連携教育を以下の内容で計画的、継続的に実践していきます。

① 中学校区で目指す児童生徒像を設定し、小中連携教育を推進します。
② 中学校区校長会議を定期的に実施し、学区内の実態把握、情報交換を図ります。
③ 生徒指導担当者会議を定期的に開催し、生徒指導の充実を図ります。
④ 中学校区教職員の相互研修による授業公開を促進し、学習指導の共通理解を図ります。
⑤ 児童生徒が交流する行事や活動を設け、児童生徒間の相互理解を図ります。
⑥ 小中連携教育の実態を地域に発信し、地域、保護者の理解を深めていきます。

この小中連携教育をさらに進めた教育方法として、小中一貫教育があります。本市においては、９年間が途切れることのない一貫した教育課程による教育を小中一貫教育ととらえています。

平成２６年４月に開校した下総小学校は、下総中学校との一貫教育を開始し、小学生と中学生が一つの施設で学ぶ施設一体型の小中一貫校としての実践を積み重ねてきました。その間に、学校教育法の一部を改正する法律が平成２８年４月１日に施行され、これまでの小学校、中学校に加え、義務教育学校が新たな校種として位置付けられました。市ではこのことを受けて、成田市立下総小学校と成田市立下総中学校を、施設一体型小中一貫校である義務教育学校「成田市立下総みどり学園」として、平成２９年４月１日より新たに設置しました。修業年限は９年間とし、学年区分は前期（１～４学年)、中期（５～７学年)、後期（８・９学年）の３区分とし、５学年から教科担任制による授業を行うとともに、児童生徒の交流授業、共通行事を実施しています。

また、令和３年４月１日に開校いたしました「成田市立大栄みらい学園」においても、「成田市立下総みどり学園」の教育活動の成果を基に施設一体型義務教育学校として、小中一貫教育を進めています。

このような小中一貫教育を展開することは、義務教育９年間を見通し、学校種を超えた教育活動を一層進めることになります。教職員においては、小学校籍や中学校籍という壁がなくなり、免許を有していれば、１年生から９年生までの学級担任を持つことが可能となります。中期学年における連続した指導が可能となることで、中学校入学時の不安や心理的格差の解消を図るとともに、小中学校の教員が相互に指導に関わり、よりきめ細かい指導と専門性を生かした指導をすること、また児童生徒の交流により、よりよい人間関係の形成が目指せるものと考えています。

今後は、義務教育学校での教育活動の成果を積極的に小中連携教育に取り入れ、中学校区で特色ある学校づくりを進めていきます。

また、小中連携を充実させるために、市内全ての学校で、義務教育９年間で子どもを育てるという視点で教育活動が展開できるよう、教職員の意識改革に取り組んでいます。

（2）確かな学力と豊かな心の育成

子どもたちに「確かな学力」が定着し、さらに一層の向上が図れるよう、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」を確実に身に付けさせ、粘り強く学習に取り組み、自ら学習調整を行いながら、よりよく問題を解決できるよう努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

少人数指導・習熟度別指導など、個に応じたきめ細かな指導を積極的に推進するとともに、体験活動や問題解決の過程を工夫した学習活動を充実させることで、子どもたちが相互にかかわり合い、学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進めます。

中学校３年生以外の全児童・生徒を対象に成田市学力調査を実施し、経年での学習状況の変化などさらに詳しい学習状況の把握に努め、児童・生徒個々の実態に応じたきめ細かい学習支援を実施します。

また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」を育むために、考え、議論する道徳教育の充実、学校・家庭・地域が連携した体験活動への積極的な参加、充実した読書活動を推進します。

これらの実現のために、教職員の指導力向上を目指した研修会支援や、市教育委員会主催各種実践研修にも計画的に取り組んでいます。

さらに、平成２８年度から指導者用デジタル教科書の整備を開始し、現在では児童・生徒用タブレット端末でも学習者用デジタル教科書の運用を行うなど、ＩＣＴを取り入れた授業が市内全校で展開されています。これにより授業の質の改善が図られるとともに、児童・生徒の主体的に学習に臨む姿勢がこれまで以上に様々な場面でみられるようになりました。

市内の学校には、学校サポート教員及び小規模学校支援教員（※）、養護教諭の資格をもつ健康推進教員を配置し、学力の向上を目指し少人数学習を中心とした指導方法の工夫改善に努めるとともに、教育相談・生徒指導面におけるきめ細かな指導体制を強化し、児童生徒一人ひとりのニーズや個性に応じた教育の一層の実現に努めます。本年度は学校サポート教員を３６名、小規模学校支援教員を２名、健康推進教員を１２名、合わせて５０名を配置しています。

学校サポート教員の配置

このことから、本務教員と学校サポート教員及び小規模学校支援教員が連携してティーム・ティーチングや学級・学年を分割して授業を行うことにより、習熟度別・課題別学習を実施し、児童生徒の実態に応じて発展的な学習や補充的な学習などを実施することが可能となります。また、総合的な学習の時間における問題解決学習や様々な体験的学習を行う上でも人的な支援・援助ができるため、より充実した児童生徒の活動を展開することができます。このような授業方法の工夫改善により「楽しい授業・わかる授業」を実現し、より個に応じた指導の充実を図るとともに、基礎学力の定着を図ります。

また、健康推進教員の配置により児童生徒の心身のさらなるケアに努めています。様々な悩みを

抱えて生活している児童生徒に対し、「心の居場所」としての保健室の機能をより高めるため児童生徒数の多い学校を中心に配置し、心身両面からの支援を行っています。
※小規模学校支援教員…複式学級を2学級以上有する小学校に配置

（3）国際教育・英語教育の充実

国際空港都市成田の将来を担う児童生徒に、国籍などの違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学び、異文化理解などの国際性や英語によるコミュニケーション能力を育むために、全国でも先進的に取り組んできた国際教育・英語教育の一層の充実を図ります。

平成１５年度から内閣府の構造改革特区制度を活用して取り組んできた「国際教育推進特区」は、平成２０年度から文部科学省の「教育課程特例校」として継続しています。

これにより全国では小学校３年生から開始される英語教育を、市内の全小学校及び義務教育学校前期課程では１年生から開始し、１～４年生で０.５単位時間を週２回、５・６年生で０.５単位時間を週 ２回と１単位時間を週１回の英語科授業を実施しています。全中学校及び義務教育学校後期課程では、年間標準時数１４０時間の英語科授業を１年生は１５時間拡充し１５５時間、２・３年生は１８時間拡充し１５８時間実施しています。拡充した英語科授業では、自己表現活動を中心に学習を行っています。

また、外国人英語講師（ＡＬＴ）を各学校に配置し、小学校及び義務教育学校前期課程では市が独自に作成している「小学校英語科標準年間指導計画」をもとに、全ての英語科授業で日本人教師とＡＬＴとのティーム・ティーチングによる指導を行っています。中学校及び義務教育学校後期課程においても、ＡＬＴを各学校に配置し、英語科授業や学校生活全般を通して、英語に触れる機会を多く設けています。教育委員会に常駐している主任外国人英語講師２名がＡＬＴに指導・助言を行い、英語科授業のレベルアップを図っています。

さらに、英語教育に関する検討委員会を開催し、大学教授等、英語教育の専門家から広く意見を聞き、本市の英語教育の方向性を検討し、市で独自に作成している「小学校年間指導計画」及び「中学校拡充英語指導案」の見直しを毎年行うとともに、英語科授業や様々な教育活動を通して、国際教育・英語教育を推進します。

ＡＬＴとのティームティーチング

（４）生徒指導・教育相談の充実

生徒指導は、学校の教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とします。

そのために、共感的な人間関係の育成を基本に、生徒指導の機能を生かした、児童生徒が自己存在感の感受、わかる授業づくり、自己決定の場の提供、多様性を認め合い安心して授業や学校生活を送れるような風土づくりに努めます。

暴力行為、いじめ、携帯電話等に関わるトラブル、不登校、児童生徒の問題行動等については、原因や背景は個々の事例により様々であり、学校・家庭・地域社会それぞれの要因が複雑に絡み合って発生しているのが現状です。いじめについては、学校いじめ防止基本方針に基づく対応並びに本市いじめ問題対応マニュアルの活用を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めるとともに、ＳＯＳの出し方教育と教育相談体制の充実を図ります。

また、指導主事が積極的に学校を訪問し、問題解決に向けた支援や対応をともに考えていくとともに、生徒指導主事（主任）研修会の充実を図ります。「中学校区小中生徒指導連絡会」を実施し、小中学校間の連携の充実を図るとともに、庁内関係課、児童相談所、北総地区少年センター、警察等の関係機関との連携をより一層強化します。

不登校対策としては、教育センターに臨床心理士の資格を有するカウンセラー２名を配置しており、うち１名は市内の児童生徒・保護者及び教職員を対象に教育相談を行い、児童生徒が抱える様々な悩みや不安の軽減・解消を図ります。もう１名は、教育支援センター「ふれあいるーむ２１」に通う児童生徒とその保護者を対象に教育相談を行い、学校復帰や社会的自立を支援します。

さらに、市内１０校の小学校と２校の義務教育学校を拠点校として教育相談員を配置し、拠点校と近隣の小学校に在籍している児童・保護者を対象とした教育相談活動を実施し、市内全学校に配置されているスクールカウンセラーとともに保護者や子どもたちの様々な悩みや不安に対応していきます。

また、家庭から出られない児童生徒の支援のために、巡回指導員を配置して家庭訪問等の支援を行います。

そして、令和４年度からは社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市で雇用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、問題解決に向けて必要な支援を行っています。

（５）読書指導・学校図書館の充実

学校図書館は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を付けていく上で欠くことのできない読書活動を推進する場であり、各教科や「総合的な学習の時間」の中で課題学習や調べ学習など児童生徒の主体的な学びを支援する場として、学校の教育活動において重要な役割を担っています。

また、GIGAスクール構想に基づき１人１台タブレット端末が貸与されるようになり、デジタル社会に対応した読書環境の整備を進めています。その一例として、市立図書館の電子書籍サービスに児童生徒のタブレットからアクセスし、多様な読書が可能となったことにより、どのように読むかを児童生徒が主体的に選択できるようになりました。さらに、令和６年度より蔵書管理システムのオプション機能「ぽけっと図書館」を導入したことで、児童生徒が自ら図書の検索を行うことができるようになりました。利用シーンに応じた伸縮性のある検索スタイルが実現できることから、本への興味関心をさらに広げることが期待できます。

学校図書館機能の充実のために、学校図書館司書を雇用し、レファレンスサービス（参考資料や情報の提供業務）を提供するとともに、図書購入、蔵書のデータベース化など様々な環境整備の充実に取り組んでいます。

本年度も引き続き２５名の学校図書館司書を、全ての学校に週２日以上配置します。子どもが主体的に読書活動を行うことができる環境づくりに向け、学校図書館司書と図書館担当教諭や市立図書館との連携をより一層強化し、学校図書館の活用の充実を図ります。

（６）統合型校務支援システム

統合型校務支援システムは、学籍や出席簿の管理、通知表作成などの成績処理、指導要録や調査書の作成、健康診断などの保健に関する機能を持つもので、平成３０年度から本格稼働しました。

このシステムの導入により、教職員が子どもたちの記録を蓄積・共有・活用することができ、情報を一元管理することで、校務を効率的に進めることができます。また、各機能間で情報が連携されるため、帳票間での転記の手間やミスを削減することができ、教職員の負担を軽減することができます。

（７）学校施設整備事業

経年により老朽化した学校施設の教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図るため、令和３年３月に策定した成田市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進んでいる成田小学校の改築及び成田中学校の長寿命化改修に係る実施設計を進めます。

また、体育館に熱中症対策として空調設備の整備を進めるとともに、多目的トイレの整備など近年の生活様式に対応した改修や変化する教育現場にふさわしい施設整備を実施します。

生涯学習推進計画に基づく生涯学習の推進

教育基本法の第三条では、「生涯学習の理念」を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定めています。

近年の社会情勢を見てみますと、少子高齢化社会の到来、急速な技術革新など、社会構造だけではなく、私たちが生活していくうえで必要不可欠となっている日常生活に関わる技術もめまぐるしく変化し、それに伴って市民の学習ニーズも多種多様化してきました。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが社会情勢の変化にも柔軟に対応しながら、生涯にわたって自ら学習し、それぞれが培った様々な経験・知識・技能を地域社会に生かしていく「まちづくり」の構築を目指して、令和３年３月に「第３次成田市生涯学習推進計画」を策定しました。

本年度も引き続き、市民と連携・協働し、誰もが生涯にわたる生きがいを持ち、その成果をまちづくりに生かせるよう、「明治大学・成田社会人大学」をはじめ、「生涯大学院」、「家庭教育学級」などの開催により生涯学習機会の充実に努めます。また、放課後子ども教室による体験学習の機会の提供、子どもの読書活動の推進を図り生涯学習社会の実現に努めていきます。

（１）明治大学・成田社会人大学

高まる市民の学習ニーズに対応し、より専門的な学習機会を提供するとともに、激動する世界情勢の変化に対応できる「国際市民」を育むことを目的として、平成９年度から「明治大学・成田社会人大学」を開講しています。

平成１４年度から、称号付与制度（修学士・教学士・弘学士）を開始し、学習意欲の向上に努めており、学習成果を「まちづくり」に生かせるよう、カリキュラム編成を行います。

【令和６年度　学習テーマ】

〇国際社会課程：国際平和と地球市民（グローバル・シティズン）

〇現代時事課程：教養としての時事

（２）生涯大学院

６０歳以上の人を対象として、社会環境の変化に順応していくための学習機会を提供し、高齢者が社会の担い手として能力を地域社会のために生かし、新たな生きがいを創造することを目的に、３学年制による生涯大学院を開設しています。

〇教養講座：成田の歴史、健康、環境問題等の一般教養（各学年　年間２０回程度）

〇専門講座：書道、園芸、陶芸、絵画、音楽、体操（選択制　年間１５回）

ノルディックウォーキング

書道・陶芸・油絵展

（３）家庭教育学級

保護者が家庭で子どもの教育を行う上で必要な心構え・対応の仕方・留意点などを、集団で意図的・継続的に学習し、望ましい保護者の在り方や子どもに対する教育の資質を高め、保護者同士が繋がることを目的に実施しています。今年度は小学校・中学校・義務教育学校が「子育て・しつけ」「健康・安全」「食育」「地域・地域人材」、幼稚園・保育園・子ども園が「子育て・しつけ」「食育」「健康・安全」「読書」の４項目を重点テーマに、市立学校２９校（３１学級）、幼稚園・保育園・こども園９学級の計４０の家庭教育学級を開設します。

（４）放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの活動拠点を設け、地域の方の参画により、外遊びや自主学習、スポーツ、ものづくり等の体験学習の機会を提供します。

科学教室（下総みどり学園）

（５）子どもの読書活動の推進

「第２次成田市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを目指し、子どもの読書活動推進にかかる施策を総合的に推進します。

（６）学校支援地域本部事業

地域住民が学校支援地域ボランティアとして、学校活動をサポートする体制を整備し、地域とともに歩む学校づくりを進めます。学校とボランティア間の連絡調整の役割を担う地域コーディネーターを各校に配置し、ボランティアによる学習支援や通学路の安全確保などの学校支援を、より効果的に行えるように取り組んでいます。これにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教員の負担軽減を図ります。本年度は１９校で実施しています。

（７）コミュニティ・スクール（学校運営協議会）

学校運営協議会とは、教育委員会が任命した保護者や地域住民の方が一定の権限と責任をもって、学校運営に参画する仕組みのことで、学校運営協議会を導入した学校のことを「コミュニティ・スクール」といいます。

学校運営協議会委員は、「学校の応援団」として、運営とそのために必要な支援について協議します。地域の一員として自覚をもった子どもを育成するために、地域と学校が連携し一体となって、未来の創り手となる成田の子どもたちを育てます。